

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省4-3-1)

施策名	3-1 サイバーセキュリティ		担当部局・課室名	商務情報政策局 総務課		政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策の概要	サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)における達成目的のひとつである「国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現」に向けた取組として、サイバーセキュリティ対策強化の政策を実施する。				政策体系上の位置付け	3 産業セキュリティ		
達成すべき目標	サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築、セキュリティ産業化等を通じて、Society5.0の基盤となる安全なサイバー空間の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)においては、国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現のため、サイバー空間に係るあらゆる主体の自助・共助・公助からなる多層的なサイバー防御体制を構築し、もって国全体のリスクの低減とレジリエンスの向上を図っている。		
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2021(令和3年6月18日) ・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定) ・AI戦略2021(令和3年6月11日決定) 			
	4,262 (3,800)	2,453(2,063)	1,966					

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)									
			30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1 情報処理安全確保支援士の登録者数	6,994	平成29年度	30,000	令和7年度	15,000	22,500	20,000	22,000	24,000	26,000		測定指標の選定理由:サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、セキュリティ人材の育成・確保が重要であるため。 目標値の設定根拠:当初、未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、1年に2回実施される試験等を通じ、情報処理安全確保支援士の登録者数を2020年までに3万人とすることを目標として設定していたが、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画(令和2年7月17日閣議決定)において、2025年までに3万人とすることに変更した。
2 3大都市圏を除く36道県にて、SECURITY ACTION制度において、1つ星又は2つ星を取得した事業者の数	37,000	令和元年度	70,000	令和4年度	-	-	48,000	58,000	70,000			測定指標の選定理由:サプライチェーン全体としてのサイバーセキュリティを確保するには、中小企業のサイバーセキュリティ対策の促進が重要であるため。なお、SECURITY ACTION制度への参加が、現状、3大都市圏の中小企業を中心に進んでいる状況であることを踏まえ、本指標では、相対的に参加が遅れている道県の中小企業の参加者数をフォローするものとしている。 目標値の設定根拠:独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の第四期中期目標において、3大都市圏を除く36道県合計のSECURITY ACTION制度参加事業者数を、第四期中期目標期間終了時点(令和4年度末)に累計で70,000社以上とすることを定めたことを踏まえ設定。
3 国がサイバーセキュリティに関する事案(インシデント)の解決に貢献できた件数	3,000	平成24年度	20,000	令和4年度	10,000	10,000	10,000	15,000	20,000			測定指標の選定理由:サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、我が国経済に対するサイバー攻撃への対処体制の強化が重要であるため。 目標値の設定根拠:サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)において「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」等が記載されており、毎年度の解決に貢献したインシデント件数を踏まえ設定。
					9835	14,586	17,233	20,571	-	-		

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1 情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	1.2.3	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	3	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
3 ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程	-	-	-	平成28年度	3	本規程は、サイバーセキュリティの確保のため、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報を取り扱う者に推奨する行為を定めることにより、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定又は多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これらへの対策を講じ、もつて情報の適切な流通を図り、経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。(本取扱規程の制定前は、平成11年度から「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づき取組を実施。)	-	-
4 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン	-	-	-	平成27年度	2	中小企業の経営者やIT担当者に向け、情報を安全に管理するため認識すべき事項や具体的な手順等を示し、企業のレベルに合わせて段階的にステップアップできるような構成のガイドラインである。	-	-
5 サイバーセキュリティ経済基盤構築事業	※	※	※	※	3	※	-	0083
6 産業サイバーセキュリティ強靱化事業(旧:産業系サイバーセキュリティ推進事業)	※	※	※	※	1	※	-	0085
7 政府情報システムのためのセキュリティ評価事業	※	※	※	※	3	※	-	0086
8 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業	※	※	※	※	2	※	-	0087
9 開発段階におけるIoT機器の脆弱性検証推進事業	※	※	※	※	3	※	-	0088
10 サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策促進事業	※	※	※	※	2	※	-	新22-0004

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

- 令和3年度以前開始事業 (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/1-3saisyu.html)
- 令和4年度開始事業 (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/2-3saisyu.html)